

# 令和7年度文化振興事業協議会補助金 変更について

募集要項の「2 対象者」について、下記のとおり変更いたします。

## 【変更前】

### 2 対象者

下記の要件をすべて満たす団体及び個人が補助対象となります。（団体においては、当該団体及び各構成員が下記要件を満たすこと。）

- （１）文化芸術のジャンルにおいて、申請時点で３年以上活動実績を有すること。
- （２）暴力団、暴力団員でないこと。また暴力団、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- （３）国税、地方税を滞納していないこと。

## 【変更後】

### 2 対象者

下記の要件をすべて満たす団体（申請団体が任意団体である場合は、団体の代表者）及び個人が補助対象となります。なお、申請者が団体の場合、（３）については、当該団体及びすべての構成員が要件を満たす必要があります。

- （１）申請時点で３年以上の活動実績を有すること。
- （２）国税、地方税を滞納していないこと。
- （３）暴力団、暴力団員でないこと。また暴力団、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。



変更前は、団体で申請する場合、当該団体及びすべての構成員が（１）～（３）の要件を満たす必要がありましたが、変更後、（１）（２）については、団体（申請団体が任意団体である場合は、団体の代表者）が要件を満たしていれば、申請可能となります。

（構成員が要件を満たすかどうかは問いません。）

なお、（３）については、変更前と同様に当該団体及びすべての構成員が要件を満たす必要があります。